

山口県過疎地域対策等研究会設置要綱

(設置の目的)

第1条 過疎地域の現状と課題の分析を行うとともに、今後の振興策を検討し、新たな過疎対策に向けた取組を進めるため、山口県過疎地域対策等研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究会の構成)

第2条 研究会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は山口県総合企画部中山間地域づくり推進課長をもって充てる。
- 3 副会長は山口県過疎地域対策促進協議会事務局長をもって充てる。
- 4 委員は別表に定めるものとする。

(委員の任期)

第3条 会長及び副会長並びに委員の任期は、この研究会の目的が完了するまでとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第4条 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

- 2 研究会は、会長が必要に応じて招集し、これを総理する。
- 3 会長が会議に出席できないときは、会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 研究会の事務は、山口県総合企画部中山間地域づくり推進課、山口県過疎地域対策促進協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

別表

過疎市町 (12市町)	過疎地域振興担当職員
山口県	総合企画部中山間地域づくり推進課長
関係団体等	山口県過疎地域対策促進協議会事務局長